

平成29年度

農業委員会審査件数

農地法に関わる手続きなど

田原市農業委員会が平成29年度に農地の売買・貸借・転用などの申請を審査した件数は、次のとおりです。

●農地の売買、贈与、貸し借りをする場合の手続き

●農地法第3条関係

種別	件数	面積
売買	69	8万7565㎡
交換	3	4467㎡
贈与	24	1万4421㎡
賃貸借	13	7万2806㎡
使用貸借	13	7万4678㎡
計	122	25万3937㎡

●農業経営基盤強化促進法関連

(農地の売買・貸借のうち、農業者の経営規模の拡大、農地の効率の利用など、特定の条件に当てはまる場合に利用できる制度)

種別	件数	面積
売買	111	19万2050㎡
貸借	348	80万1487㎡
計	459	99万3537㎡

●農地を農地以外に利用するための手続き(農地転用)

●農地法第4条関係

自己所有の農地を転用する場合

種別	件数	面積
許可	9	1万716㎡
届出	10	6186㎡
計	19	1万6902㎡

※表中の「許可」は市街化調整区域を対象にした転用、「届出」は市街化区域を対象とした転用です(次の農地法第5条も同様)。

●農地法第5条関係

農地を買ったり、借りたりして転用する場合

種別	件数	面積
許可	39	5万6017㎡
届出	79	3万2127㎡
計	118	8万8144㎡

各種申請

には毎月締め切り日があります。期日を守りましょう。



申請・届出など	締切日
農地法第3条許可申請	毎月5日 (閉庁日の場合は翌平日)
農地法第4条許可申請	
農地法第5条許可申請	
農地法第4条届出 (市街化区域内の転用)	随時
農地法第5条届出 (市街化区域内の転用)	
農業経営基盤強化促進法による農地の売買・貸借	毎月25日 (閉庁日の場合は翌平日)

堆肥を畑にまくときには完全に発酵したものを使用してください

作物を何も植えていない夏の時期を利用して、畑に堆肥を散布する農家の方も多いため、堆肥は土を豊かにし、作物の成長に望ましい環境を作ることができます。

その反面、悪臭が漂い、鶏糞などにはカラスが群がり、周辺の作物に被害が及ぶこともあります。

こうした問題を起こさないため、堆肥は完全に発酵したものを利用

し、臭いを抑えるよう配慮してください。また、購入した堆肥を畑に山積みにして放置せず、すぐに土壌に鋤き込むようにしてください。

●農業者年金「現況届」の提出をお忘れなく

受付期間は6月29日(金)まで

現況届は、農業者年金を受給するために必要な手続きです。農業者年金基金から受給者に送られた現況届に必要な事項を記入の上、提出してください。(平成29年7月1日以降の裁定者および支給停止解除者の方は、今回の現況届は必要ありません) 現況届を紛失・汚損した場合、農業委員会事務局へご連絡ください。年金受給者が亡くなった場合、お近くの農協で手続きをしてください。(印鑑、戸籍謄本、請求者の口座番号の分かるものが必要です)

●提出先
現況届の提出がない場合は、年金の支給が一時停止となりますのでご注意ください。

農業委員会事務局(市役所内)
赤羽根市民センター
渥美支所市民生活課